

滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月26日(月) 14時03分から15時05分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(16人・議席番号順)
 - 会長 木幡孝雄
 - 会長職務代理者 内野淳志
 - 委員 14人
4. 欠席委員 0人
5. 議事日程
 - 1 会長あいさつ
 - 2 議事録署名委員の指名
 - 3 会期の決定について
 - 4 報告1 一般事務報告について
 - 5 報告2 農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画の変更について
 - 6 議案1 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約について
 - 7 議案2 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 8 議案3 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 9 議案4 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 10 議案5 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
 - 11 議案6 現況証明願について
6. 農業委員会事務局職員

会長職務代理	<p>(会長職務代理、挨拶の後)</p> <p>それでは只今から第10回農業委員会総会を開催します。</p>
	<p>本日出席委員は16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。木幡会長より遅れるとの連絡がありましたので、それまで私が議長を務めます。</p>
	<p>議事日程2番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろしいですか。</p>
各委員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>本日の議事録署名委員に3番、畠山委員、4番、太田委員を指名いたします。</p>
	<p>議事日程3番、会期の決定について、会期を本日限りとすることよろしいですか。</p>
各委員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>会期は本日1日限りといたします。</p>
	<p>議事日程4番、報告第1号、一般事務報告について、事務局に説明を求めます。</p>
説明員	<p>報告第1号、一般事務報告について説明します。</p>
	<p>(報告第1号について資料により報告)</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑意見を求めます。</p>
各委員	<p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>なしということで質疑意見を終了いたします。報告第1号については、報告済・承認とします。</p>
	<p>議事日程5番、報告第2号、農用地利用集積計画の変更について、事務局に説明を求めます。</p>
説明員	<p>1番、平成26年2月3日公告の農用地利用集積計画第6号により、</p>
	<p>北海道農業公社と さんで貸借している農地について、道営農地整備事業の換地により地番と地積が変更になりましたが、賃貸料について、地積に応じた金額変更は行わず、利用集積計画変更協議書として届出があったことから、総会で報告するものです。 以上で説明を終わります。</p>

<p>議 長 各 委 員 議 長</p>	<p>説明が終わりました。質疑意見を求めます。 (なしの声あり) 質疑意見を終了いたします。 報告第2号については、報告済・承認とします。</p>
<p>説 明 員</p>	<p>議事日程6番、議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約について事務局に説明を求めます。 議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約について説明します。今回は10件です。件数が多いので地目と面積は省略して説明します。 1番から4番まで、江部乙町 番、 番、 番、 番、 さん、さん、 さん、 さんと さんの解約です。解約理由は、借主の申出によるものです。 さんの息子の さんが さんに代わって認定農業者になったことから、 さん名義で新規で貸借します。 5番、江部乙町 番、 さんと さんの貸主の申出による解約です。あっせん売買による解約です。 6番、東滝川 番、 さんと さん、借主の申出によるJAたきかわ転貸の解約です。借主の規模縮小による解約ですが後の耕作者が決まっておられません。東滝川地区の農業委員さんに置かれましては、河川沿いであまり良好な土地ではありませんが耕作していただける方を探していただけると存じます。 7番、南滝の川 番、 さんと さん、貸主の申出によるJAたきかわ転貸の解約です。議案第5号で説明しますが、 さんの農地を期間をまとめて相対で貸借するため、満了前に転貸を解約します。 8番から10番までは道営農地整備事業の換地に伴う旧地積の貸借の解約です。解約後は新しい地積で引き続き貸借します。 8番、江部乙町 番、 さんと さんの解約。 9番、江部乙町 番、 さんと さんの解約。 10番、江部乙町 番、 さんと さんの解約です。 本案件は、賃貸借の解約が成立していると認められることからよろし</p>

	くご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第1号について、原案のとおり可 とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第1号について、原案のとおり決定とします。 議事日程7番、議案第2号、農地法第18条第6項の規定による届出 について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第2号、農地法第18条第6項の規定による届出について説明しま す。 今月は2件です。道営農地整備事業の換地に伴う旧地積の貸借の 解約です。解約後は新しい地積で引き続き貸借します。 1番、江部乙町 番、 さんと さんとの解約。 2番、江部乙町 番、 さんと さんとの解約です。 本案件は、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされているの で、賃貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議 のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第2号について、原案のとおり可 とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第2号について、原案のとおり決定とします。 議事日程8番、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請につ いて審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について説明しま す。今月は貸借権4件です。 1番、江部乙町 番、地目「田」、90,946 m ² 、「畑」、29,459.97 m ² 、 さんから さんへの使用貸借です。近隣の農業委員さんをご存知

	<p>かと思いますが息子の さんに独立して一人前になってほしいとの思いから認定農業者変更の手続きをしたのですが、実際に主になっているのは さんであることからまた認定農業者を戻すことも検討しているところです。</p> <p>2番から4番までは道営農地整備事業の換地に伴う新しい地積の貸借です。</p> <p>2番、江部乙町 番、地目「田」、面積1,093㎡、 さんから さんへの貸貸借です。10a当たり5,000円です。</p> <p>3番、江部乙町 番、地目「田」、121,488㎡、「畑」、2,240㎡、 さんから さんへの使用貸借です。</p> <p>4番、江部乙町 番、地目「田」、面積22,702㎡、 さんから さんへの使用貸借です。以上で説明を終わります。</p>
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第3号について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第3号については原案のとおり決定といたします。
説 明 員	議事日程9番、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。
	議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。今月は所有権移転3件、使用貸借1件です。
	1番、緑町 番、現況地目「雑種地」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積361㎡、転用目的は駐車場、雪堆積場の整備です。
	2番、東滝川 番、現況地目「畑」、貸主 さん、借主 さん。転用面積992㎡、特定用途制限区域の使用貸借で転用目的は農業用倉庫の建築です。
	3番、黄金町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積826㎡、転用目的は一般個人住宅の建築です。個人住宅にして

	<p>は面積が広いですが、これは自営業で資材を運ぶトラック等業務車両を駐車させるスペースを確保するためです。</p> <p>4番、朝日町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 329 m²、転用目的は一般個人住宅の建築です。</p> <p>工期については右側備考欄、配置面積は記載のとおりです。以上2番を除く1番から4番までは用途区域内にある第三種農地で周辺は宅地化が進んでおり、周辺の農地等への影響はなく転用目的も適正であり、必要な資金力もあり、農地転用して申請に係る用途に供することが認められますので審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑、意見を求めます。</p>
各 委 員	<p>(なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑、意見を終了いたします。議案第4号について、許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。</p>
各 委 員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第4号については原案のとおり決定といたします。</p>
説 明 員	<p>議事日程10番、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議を求めます。事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。今月は貸借権の設定が20件、所有権移転が4件です。1番、2番は更新の案件です。</p> <p>1番、 さんから さん、期間は3年間、10a当りの賃借料は、5,600円です。</p> <p>2番、 さんから さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、11,500円です。</p> <p>3番から6番まで、転貸の期間満了、解約による相対の新規申請です。</p> <p>3番、北滝の川 番、地目「畑」面積11,396 m²、 さんから さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、3,000円です。転貸の期間満了及</p>

び さんの農業廃業により さんが耕作します。

4番、5番、北滝の川 番、北滝の川 番、地目「田」面積 44,060 m²、11,991 m²、 さん、 さんから さん、期間は3年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。転貸の期間満了により相対で貸借します。

6番、南滝の川 番、地目「田」面積 83,076 m²、 さんから さん、期間は2年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。転貸の期間満了により相対で貸借します。

7番から20番までは新規の貸借です。

7番、8番、朝日町 番、朝日町 番、地目「田」面積 303 m²、7,142 m²、 さん、 さんから さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。所有者である さんは長期入院中、 さんも老齢で農地の維持管理困難となったことから後ほど説明するあっせんの場合と併せて農地を処分するものです。

9番、北滝の川 番、地目「田」面積 38,035 m²、 さんから さん、期間は1年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。所有者の さんは大正13年生まれ97歳、昨年まで農業を営んでおりましたが、今年度は高齢で農地の維持管理困難となり当初あっせんということで相談を受けましたが、買ってくれる方がいない状態でしたが、1年間だけ さんが耕作して農地を管理して下さることになりましたので、滝の川地区の農業委員さんに置かれましては、転作田で畔も壊してしまった農地で使い勝手は良くはありませんが、耕作していただける方を探していただければと存じます。

10番、11番、江部乙町 番、江部乙町 番、地目「田」面積 42,473 m²、25,000 m²、 さんから さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、10番、8,000 円、11番、5,600 円です。さんが老齢で農地の維持管理困難となったことから耕作することとなったものです。

12番、江部乙町 番、地目「田」面積 9,102 m²、 さんから さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、5,600 円です。2月に さんの農業廃業に伴い農地を各耕作者に分配しましたが、その際に残ってい

た分です。隣地も さんが耕作しているため さんが耕作することとなりました。

1 3 番、江部乙町 番、地目「田」面積 38,367 m²、 さんから さん。期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、5,000 円です。

1 4 番、江部乙町 番、地目「田」面積 13,083 m²、 さんから さん。期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、5,600 円です。

1 5 番、江部乙町 番、地目「田」面積 1,406 m²、 さんから さん。期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、5,000 円です。

1 6 番、江部乙町 番、地目「田」面積 12,649 m²、 さんから さん。期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、5,000 円です。

1 3 番から 1 6 番までは さんの認定農業者変更による新規の貸借です。1 5 番、1 6 番は さんの相続人が さんになりました。

1 7 番から 1 9 番までは、道営農地整備事業の換地に伴う新しい地積の貸借です。

1 7 番、江部乙町 番、地目「田」面積 53,922 m²、 さんから さんへの貸借で期間は 2 年間、10a 当りの賃借料は、5,000 円です。期間は、 さんの他の貸借期間に併せています。

1 8 番、江部乙町 番、地目「田」面積 77,828 m²、 さんから さんへの貸借で期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。

1 9 番、江部乙町 番、地目「田」面積 44,069 m²、 さんから さんへの貸借で期間は 6 年間、10a 当りの賃借料は、1,000 円です。期間は、 さんの他の貸借期間に併せています。

2 0 番、江部乙町 番、地目「田」面積 42,365 m²、「畑」777 m²、北海道農業公社から さんへの貸借で期間は令和 8 年 2 月 25 日まで、賃借料は、年額 322,740 円です。あっせんにより さんから買い入れましたが即買入が困難なため、北海道農業公社で買い受け、 さんに貸付するものです。賃借料 322,740 円は、売買金額 16,137,000 円の 2 % です。

所有権移転 1 番から 4 番については、各あっせん常任委員会より、説

議 長	<p>明いたします。以上で説明を終わります。</p> <p>所有権移転申請番号1番から3番について、江部乙西地区あっせん常任委員会委員長から説明をお願いいたします。</p>
説 明 員	<p>1番、売り手 さんから江部乙町 番、地目「田」21,662 m²の売渡のあっせんの申出が2月4日にありましたので、農事組合に農地あっせんの申出を通知したところ、 さんから買受けのあっせん申出があったことから、江部乙西地区あっせん常任委員会を4月12日午前9時05分から市役所3階302会議室で開催しました。出席者は売り手 さん、買い手 さん、委員の出席は江部乙地区8名、事務局2名の出席の中行い、あっせんは成立となりました。あっせん結果の内容は、面積「田」21,662 m²、土地条件としては基盤整備終了している、以前はぬかるるところもあったが、良くなってきている。価格としては10a当たり「田」28万円、総額6,065,350円となっています。附帯物件はありません。以上のあっせんとなりましたので報告いたします。</p> <p>2番、売り手 さんから江部乙町 番、地目「田」19,078 m²の売渡のあっせんの申出が2月22日にありましたので、農事組合に農地あっせんの申出を通知したところ、 さんから買受けのあっせん申出があったことから、江部乙西地区あっせん常任委員会を4月12日午前9時42分から市役所3階302会議室で開催しました。出席者は売り手 さん、買い手 さん、委員の出席は江部乙地区8名、事務局2名の出席の中行い、あっせんは成立となりました。あっせん結果の内容は、面積「田」19,078 m²、土地条件としては基盤整備未実施、パイプライン入っていない。価格としては10a当たり「田」27万円、総額5,151,060円となっています。附帯物件はありません。以上のあっせんとなりましたので報告いたします。</p> <p>3番、売り手 さんから江部乙町 番、地目「田」5,469 m²の売渡のあっせんの申出が2月22日にありましたので、農事組合に農地あっせんの申出を通知したところ、 さんから買受けのあっせん申出があったことから、江部乙西地区あっせん常任委員会を4月12日午前10時2</p>

議 長	<p>0分から市役所3階302会議室で開催しました。出席者は売り手 さん、買い手 さん、委員の出席は江部乙地区7名、事務局2名の出席の中行い、あっせんは成立となりました。あっせん結果の内容は、面積「田」5,469㎡、土地条件としては特になし。価格としては10a当たり「田」38万円、総額2,078,220円となっています。附帯物件はありません。以上のあっせんとなりましたので報告いたします。</p> <p>所有権移転申請番号4番について、滝川西地区あっせん常任委員会委員長から説明をお願いいたします。</p>
説 明 員	<p>4番、売り手 さんから西滝川 番、地目「田」7,854㎡の売渡のあっせんの申出が2月25日にありましたので農事組合、隣接農地の耕作者である さんに農地あっせんの申出を通知したところ、 さんから買受けのあっせん申出があったことから、滝川西地区あっせん常任委員会を4月12日午後1時32分から市役所3階302会議室で開催しました。出席者は売り手 さん、買い手 さん、委員の出席は滝川地区8名、事務局2名の出席の中行い、あっせんは成立となりました。あっせん結果の内容は、面積「田」7,854㎡、土地条件としては一昨年に砂利採取を行っており、その後水稻は作っていない、暗渠が入っておらず、一部下がっている、パイプラインは入っている。価格としては10a当たり「田」15万円、総額1,178,100円となっています。附帯物件はありません。以上のあっせんとなりましたので報告いたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。議案第5号、賃貸借権設定申請番号12番及び所有権移転申請番号3番を除く22件について、質疑、意見を求めます。</p>
	<p>(木幡会長14:40入室)</p>
委 員	<p>先ほどの3条と併せて、13番から16番の耕作者について、認定農業者がすぐ変わるかもしれない状況で大丈夫なのか。</p>
説 明 員	<p>認定になったのは実は昨年のもので、農業委員会に連絡もよこさない状態で、今回利用集積作成時に発見した。認定農業者は農政課で行っている、今後の動向については農政課とも確認しながら注意してい</p>

	なければならぬと考える。
委員	従事日数は、大丈夫なのか。
説明員	新規就農ではなく親子間の経営移譲なので機械もある、収益も見込め
	る、農業者、親からの指導も受けられるという経営改善計画が出てくれ
	ば、基本認めざるを得ない。認定農業者の名義が変わると農業経営基盤
	強化促進法上、農用地利用集積計画は認定農業者でないとできないので
	当然利用集積計画はこの名義にせざるを得ない。認定農業者の認定につ
	いては直接の作業日数は謳われていない。全作業自分でやらなければなら
	ないわけではない。采配を振るえば遠隔地でも可能である。経営権を
	持ち指示で耕作する人がいるならば必ずしも現地にいる必要はないこと
	になります。
議長	他に質疑はありませんか。
各委員	(なしの声あり)
議長	質疑意見を終了します。議案第5号、賃貸借権設定申請番号12番及
	び所有権移転申請番号3番を除く22件について、許可申請は許可相当
	とすることよろしいですか。
各委員	(異議なしの声あり)
議長	議案第5号、賃貸借権設定申請番号12番及び所有権移転申請番号3
	番を除く22件について、原案のとおり決定いたします。次に賃貸借
	権設定申請番号12番については、農業委員会法第31条に基づき委員
	の退室をお願いします。
	(委員14:45退室)
議長	賃貸借権設定申請番号12番について、質疑意見を求めます。
各委員	(なしの声あり)
議長	質疑意見を終了いたします。賃貸借権設定申請番号12番について
	は、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各委員	(異議なしの声あり)
議長	議案第5号、賃貸借権設定申請番号12番については、原案のとおり
	決定いたします。委員の入室をお願いします。

議 長	(委員 1 4 : 4 6 入室) 次に所有権移転申請番号 3 番については、農業委員会法第 3 1 条に基づき委員の退室をお願いします。
議 長	(委員 1 4 : 4 6 退室) 所有権移転申請番号 3 番について、質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり) 質疑意見を終了いたします。所有権移転申請番号 3 番については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	所有権移転申請番号 3 番については、原案のとおり決定といたします。委員の入室をお願いします。
会長職務代理 会 長	(委員 1 4 : 4 7 入室) 会長が出席しましたので、議長を退任します。 議長を引き継ぎます。 議事日程 1 1 番、議案第 6 号、現況証明願について審議を求めます。 事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 6 号、現況証明願について説明いたします。今月は 1 件です。 1 番、大町 番、登記簿地目「田」、面積は 82.05 m ² 。所有者、さん、現況「畑」、宅地に隣接した細長い土地で庭園になっており「農地以外」として利用されています。備考欄にそれぞれ現地確認者を記載しています。以上、審議をよろしく願いいたします。
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了します。議案第 6 号について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 6 号については、原案のとおり決定といたします。 本日の議案については、以上でございます。 それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願い

<p>議 長 説 明 員 議 長</p>	<p>いたします。</p> <p>(各推薦委員から事務連絡あり)</p> <p>その他、事務局からお願いいたします。</p> <p>(行事日程について資料に基づき報告)</p> <p>第11回総会は5月28日9時からということで決定します。</p> <p>以上をもちまして、第10回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでした。(15:05)</p>
------------------------------	---